

**TMGケアプランセンターあさか 運営規定**  
**(医療法人社団武蔵野会指定居宅介護支援事業所運営規程)**

(事業の目的)

第1条 医療法人社団武蔵野会が開設するTMGケアプランセンターあさか(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 TMGケアプランセンターあさか
- 二 所在地 埼玉県朝霞市西弁財1-8-21

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

なお、業務の状況に応じて職員数は増減する。

- 一 管理者 1名(常勤兼務職員、主任介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- 二 主任介護支援専門員 1名(管理者と兼務)

介護支援専門員 1名 以上 2名常勤専従

利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成並びに要介護認定に係る

相談・申請、居宅サービス事業者との連絡調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、12月30日午後から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。  
ただし、土曜日は午後12時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内、利用者居宅、又は適切と思われる場所
  - 二 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン
  - 三 サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内、利用者居宅、又は適切と思われる場所
  - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
  - 五 モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル毎に 100円（距離数端数切り上げ）
- 3 やむをえず有料駐車場を使用した場合、その実費を徴収する。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 交通費について、支払いが困難と管理者が認めた利用者の場合、減免又は免除することができる。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、下記の通りとする。

朝霞市一全域

新座市一新座、大和田、東北、東、北野、菅沢、野火止、畑中、馬場、栄、池田、新塚

志木市一全域

和光市一全域

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 災害発生時については、電話等で安全確認を行い、必要と思われる場合は、状況に応じて居宅訪問を行い対応する。尚、対応責任者は管理者とする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する

(個人情報保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での居宅介護支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団武蔵野会理事長と、事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定している。  
虐待防止に関する責任者：鈴木典子
- 2 成年後見制度の利用を支援する

- 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
- 6 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 7 身体的拘束について、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、それを行ってはならない。身体的拘束等を行う場合は、その理由、状況に関して記録する。

（従業者の就業環境の確保について）

第13条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため以下の措置を講ずる。

- (1) 事業所はハラスメントに関する組織の規程について周知・啓発を行う。
  - (2) 相談等に応じ適切に対応するために必要な体制を整備する。
  - (3) 事業所が必要な措置を講じるにあたっては「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（厚生労働省）」等を参考にして取り組む。
- 2 事業所は利用者等からの常識の範囲を超えた要求や言動に対して、従業者の人権を守るため組織的に対応する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第15条 事業所は、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年1回以上実施する。

附 則

この規程は、2018年11月1日から施行する。

2018年11月1日 一部改訂（第4条 二）

2019年11月1日 一部改訂（第4条 二、第11条 3）

2024年1月05日 一部条例追加（第12条 第13条 第14条 第15条）

2024年4月01日 一部改訂（第4条 第7条 第12条）